

南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例

平成 24 年 9 月 18 日

南部町条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、南部町に住む私たちが自然の豊かさを感じながら、明るく楽しく家族、友人や仲間と鍋料理を囲み、活発なコミュニケーションを図ることにより、幸せな笑顔あふれる家庭における子どもの健全育成及び仲間意識を醸成し、もって南部町がさらに活気に満ちた町を目指すことを目的とする。

(鍋の日)

第 2 条 毎月 22 日を鍋の日と定める。

(町の役割)

第 3 条 町は、第 1 条に規定する目的達成のため、町民と協力し鍋の日の普及及び推進に努める。

(町民の役割)

第 4 条 町民は、目的を理解し、家族、友人や仲間との絆の大切さ、コミュニケーションの重要性を認識する。

2 町民は、鍋の日が楽しくなるアイデアを創出する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。